



労災保険の給付を受けている方に対する 船員保険からの「上乘せ給付」について

【労災保険の休業（補償）給付を受けている船員の方】

～職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより、療養のため労働をすることができず報酬を受けないため、労災保険の休業（補償）給付を受けている場合～



船員保険から、「休業手当金」や「休業特別支給金」が受けられる場合があります。

休業手当金	船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るとき、船員保険から給付を行います。 なお、休業3日目まで（待期期間）は労災保険からの給付はありませんが、船員保険からは給付があります。
休業特別支給金	労災保険で算定された給付基礎日額に30を乗じた額にあてはまる標準報酬月額等級が、船員保険の標準報酬月額等級を下回るとき、法定給付を補完するものとして、船員保険から給付を行います。 対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。



Point !

休業手当金を請求する際には、
労災保険へ請求した

**「休業（補償）給付支給請求書(様式第8号)」
の両面コピー** を添付ください。

【労災保険の障害給付や遺族給付を受けている船員・ご遺族の方】

～職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより障害が残ったり、死亡したため、
労災保険給付を受けている場合～



船員保険から、次の「上乘せ給付」が受けられる場合があります。

障害年金、遺族年金 障害手当金、遺族一時金	船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るときなど、一定の要件を満たす場合に船員保険から給付を行います。
特別支給金 付加特別支給金	対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日・祝日、年末年始は除く）

メルマガ
「うみがめ〜」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

